奈良県告示第百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり桜井市営土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成二十二年七月六日

奈良県知事　荒　井　正　吾

届出者	事業名	事業同意年月日	地区名	事業年度	完了年月日
桜井市長 谷奥　昭弘	水と農地活用促進事業（ため池整備）	平成二十二年三月三日	芝北池地区	平成二十一年度	平成二十二年三月三十一日
桜井市長 谷奥　昭弘	水と農地活用促進事業（ため池整備）	平成二十二年三月三日	江包南池地区	平成二十一年度	平成二十二年三月三十一日
桜井市長 谷奥　昭弘	水と農地活用促進事業（用排水路）	平成二十二年三月三日	河原田地区	平成二十一年度	平成二十二年三月三十一日
桜井市長 谷奥　昭弘	水と農地活用促進事業（用排水路）	平成二十二年三月三日	太田西地区	平成二十一年度	平成二十二年三月三十一日
桜井市長 谷奥　昭弘	水と農地活用促進事業（頭首工）	平成二十二年三月三日	大泉出屋敷地区	平成二十一年度	平成二十二年三月三十一日
桜井市長 谷奥　昭弘	水と農地活用促進事業（頭	平成二十二年三月三日	新屋敷北地区	平成二十一年度	平成二十二年三月三十

	首工）				一日